

京都市火災予防条例の改正案に対する 市民の皆様の御意見と御意見に対する本市の考え方
--

1 露店開設の安全確保について

(1) 露店等を開設する際の届出義務の拡大について

市民の皆様の御意見（「必要である」、「必要でない」の選択に関する項目）	
<input type="radio"/> 必要である 10件 <input type="radio"/> 必要でない 0件 <input type="radio"/> 未記入 1件	
市民の皆様からの主な御意見	左記の御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設される場所については、屋内外、構（校）内外を問わず届出が必要となるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内外や露店の開設形態を問わず、多数の方が集まる催しで、液化石油ガス、石油、炭、電気等を使用する火気器具を使う場合は、届出の必要があると考えます。また、催しにおいて、キャンプで使用するようなものやアルコールランプについても本改正案の対象とすべきと考えます。ただし、ごま焚きについては火気器具には該当しません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャンプで使用する程度の器具も届け出る必要があるのか。また、ごま焚きやアルコールランプは届け出の必要はないのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テントを張らずに木製台の上にコンロを置いて、甘酒を作るような場合も露店に該当するのか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村の小さなお宮の祭りにおいて露店を開設する場合も、届け出る必要があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者の範囲が個人的なつながりに留まるものや、参加者が相互に面識があるものを除き、本改正案の対象となります。</li> <li style="margin-left: 40px;">（対象外となるものの例            家族、友人等によるバーベキュー、地藏盆、町内会等で行われる餅つき等）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多数とは、概ね何人程度か。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都は縁日が多いので、当然必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災予防に資するよう指導を行います。</li> </ul>

(2) 消火器の設置義務化について

市民の皆様の御意見（「必要である」、「必要でない」の選択に関する項目）	
○ 必要である 10件 ○ 必要でない 0件 ○ 未記入 1件	
市民の皆様からの主な御意見	左記の御意見に対する本市の考え方
・ アルバイト等の関係者に設置場所の徹底と取扱いの教育をさせておくべきだと思う。	・ 指定催しについては、防火担当者及び火気器具を使用する露店等の開設者に対して講習を行い、適正な消火器の取扱いや維持管理を徹底するよう指導します。指定催し以外についても、届出の際や催し会場において、必要な指導を行うことが必要であると考えております。
・ 火気を使用する露店は、その火気の力に見合った消火器を持参し、その消火器を十分に使いこなせることを条件に出店許可をすべきである。	・ 消防署は、露店等に許可を与える権限はありませんが、露店等の火気器具に適応した消火器の設置が必要であり、講習や現地での指導によって、消火器の設置、取扱い及び維持管理について、指導を徹底する必要があると考えております。
・ どのような消火器を設置するべきなのか。家庭用の粉末消火器でもよいのか。	・ 消火器の技術基準に適合した消火器が必要であり、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具は除くべきであると考えます。また、能力単位については、1単位以上の消火器を一つの露店等に1個以上設置する必要があると考えております。
・ 設置本数はどのように計算するのか、露店1店に1本で良いのか、消火器の能力単位はどうなるのか、明確にしてほしい。	
・ 火を使わないお店も、消火器を置くようにしてほしい。	・ 火気器具を使用しない露店等に消火器の設置を条例によって義務付けることは難しいと考えますが、火気器具を使用しない露店等についても、必要に応じて消火器の設置を指導します。

### (3) 大規模な屋外の催しにおける防火管理の義務化について

市民の皆様からの主な御意見		左記の御意見に対する本市の考え方	
市民の皆様からの御意見（「必要である」、「必要でない」の選択に関する項目）			
○ 必要である 8件		○ 未記入 2件	
○ 必要でない 1件			
市民の皆様からの主な御意見		左記の御意見に対する本市の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定催しの指定は、いつ、どのような手続きでされるのか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関が大規模な催しを把握した場合、出店数等について報告を求めるとともに、防火管理の制度の趣旨を説明することを考えています。 指定催しに指定することを決定すれば、早期に書面により主催者に通知するとともに、公示します。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の基準はどのようになるのか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の条文に明記することを考えています。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「祭礼 縁日、花火大会その他の多数の方が集まる屋外での催し」は多種多様である。 現在、行われなくても将来行われるような催しもある。幅広くとらえられるようにすべきである。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>例示で祭礼 縁日、花火大会を記載していますが、催しの内容によることなく、大規模な催しを指定することが必要であると考えております。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>防火担当者の定義や責務、計画の内容はどういうものなのか。 また、資格は必要なのか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>防火担当者は、資格については定めませんが、催しにおける管理、監督的な立場の方を選任していただく必要があり、指定催しに係る講習についても受講していただく必要があると考えます。また、火災予防上必要な業務に関する計画は、次に掲げる事項について定めていただくこととなります。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 火災予防に関する業務の実施体制の確保</li> <li>② 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握</li> <li>③ 露店等の火災予防上安全な配置</li> <li>④ 対象火気器具等に対する消火準備</li> <li>⑤ 火災発生時の消火活動、通報連絡及び避難誘導</li> <li>⑥ 指定催しに係る講習の受講に関すること</li> </ol>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法は、多くの条文に「消防長又は消防署長は、」とあるが、なぜ「消防長から指定を受けた催し」に限定するのか。行政区を総括している消防署長にも、指定の権限を付与すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で統一的な制度の運用を図るうえでも消防長が一括で事務を行うことが望ましいと考えます。 また、複数の行政区にまたがって行われる指定催しについては、消防長が指定する必要があります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の提出はなぜ14日前までなのか。2週間で講習ができるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関が催しの概要を把握し、必要に応じて火災予防上必要な業務に関する計画を是正させる必要があることから、必要な期間として14日前としています。 講習は、2週間で実施することが可能であると考えますが、14日前より早く実施することができます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>規模にかかわらず火気を使用する店舗は消火器を準備させ、使用法を精通させるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模にかかわらず、消火器の設置は必要であると考えており、講習の受講義務がある指定催し以外の催しについても、露店等に対して必要な指導を行うことを考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>福知山花火火災を教訓にするならば当然です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災予防に資するよう指導を行います。</li> </ul>

#### (4) 露店等の責任者に対する講習の受講義務化について

市民の皆様のお意見（「必要である」、「必要でない」の選択に関する項目）	
<input type="radio"/> 必要である 9件 <input type="radio"/> 必要でない 0件	<input type="radio"/> 未記入 2件
市民の皆様からの主な御意見	左記の御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>講習の内容はどのようなものになるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる内容の講習を実施することを考えております。 ① 火気器具及び危険物の取扱い ② 通報、初期消火、避難誘導等の初動活動 ③ その他火災予防上必要な事項に関すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>催しの都度、講習を受ける必要があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者には、受講したことを証明するものを交付し、一定期間有効とすることを検討しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>当然のことであると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災予防に資するよう指導を行います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>しっかりと指導をお願いします。</li> </ul>	

## (5) 火災予防上必要な計画の未提出に対する罰則について

市民の皆様からの主な御意見		左記の御意見に対する本市の考え方	
市民の皆様からの御意見（「必要である」、「必要でない」の選択に関する項目）			
○ 必要である 8件		○ 未記入 2件	
○ 必要でない 1件			
市民の皆様からの主な御意見		左記の御意見に対する本市の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>講習受講義務違反及び指定催し以外の露店開設の届出義務違反についても罰則を設けてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な催しにおいて、計画に基づく火災予防上必要な業務が行われなければ、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるため、火災予防上必要な業務に関する計画の提出を義務付け、計画が未提出の場合に罰則を科すものです。また、その計画を基に確実に講習を受講するよう指導を行います。</li> <li>指定催し以外の露店開設については、罰則は設けませんが、届出と消火器の設置等がされるよう、指導を徹底します。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>火気を使用する露店に消火器を設置し、取扱いの指導を受けた場合には、罰則は不要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災が発生した際に人命等への危険性が高い大規模な催しについては、個々の露店の開設者が消火器を設置するだけでなく、露店等の配置、火災発生時の通報、避難に関する事など、催し全体の火災予防上必要な業務を行うことが不可欠であると考えております。そのため、火災予防上必要な業務に関する計画の未提出に対して、罰則を設けることを検討しています。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>罰則がなければ守らない人が出てくるので必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災予防に資するよう指導を行います。</li> </ul>		

## 2 消防法違反がある建物の公表について

### (1) 消防法違反がある建物を公表することについて

市民の皆様の御意見（「必要である」、「必要でない」の選択に関する項目）	
<input type="radio"/> 必要である 10件 <input type="radio"/> 必要でない 0件 <span style="float: right;"><input type="radio"/> 未記入 1件</span>	
市民の皆様の御意見	左記の御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>危険性の高い建物には、何らかの措置をとるべきである。</li> <li>市民に知らせることはよいことである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法違反の公表と平行して、消防用設備の設置指導を行い、設置されない場合、設置命令等必要な措置を行います。</li> </ul>

### (2) 不特定多数の方が利用する建物等を対象とすることについて

市民の皆様の御意見（「必要である」、「必要でない」の選択に関する項目）	
<input type="radio"/> 必要である 9件 <input type="radio"/> 必要でない 1件 <span style="float: right;"><input type="radio"/> 未記入 1件</span>	
市民の皆様の御意見	左記の御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>不特定多数の方が利用する建物以外でも公表してほしい。</li> <li>必要だと思うので、厳しく指導してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同住宅、事務所ビル等の非特定防火対象物については、多くの場合、利用者が建物関係者に限定されているため、建物状況を把握できることから、不特定多数の方が利用される特定防火対象物を公表の対象としたものです。</li> </ul>

### (3) スプリンクラー設備等が未設置の消防法違反を対象とすることについて

市民の皆様の御意見（「必要である」、「必要でない」の選択に関する項目）	
<input type="radio"/> 必要である 9件 <input type="radio"/> 必要でない 1件 <span style="float: right;"><input type="radio"/> 未記入 1件</span>	
市民の皆様の御意見	左記の御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>防火管理面での消防法違反も公表してほしい。</li> <li>公表することが必要な設備だと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災が発生した際、人命危険に直結する設備を公表の対象としたものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>設備が設置されていなくても、建物が危険な状態かを判断して公表すべきでないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法で設置が義務付けられているにもかかわらず、設置されていない建物は、火災が発生した場合に人命危険が高いため、公表すべきと考えております。</li> </ul>

#### (4) 京都市消防局のホームページで公表することについて

市民の皆様の御意見（「必要である」、「必要でない」の選択に関する項目）	
○ 必要である 10件 ○ 必要でない 0件	
○ 未記入 1件	
市民の皆様の御意見	左記の御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>市民しんぶんへの掲出などホームページ以外で公表してもらいたい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公表については、是正された場合に速やかに公表情報を削除するなど、的確に情報を更新することが求められていることから、京都市消防局のホームページにおいて取り扱うこととします。</li><li>消防法違反の公表と平行して、消防用設備の設置指導を行い、設置されない場合、設置命令等必要な措置を行います。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>分かりやすく公表してほしい。</li></ul>	
<ul style="list-style-type: none"><li>ホームページは見ない人が多いので刑事告発すべきである。</li></ul>	